平成２４年（フ）第１５５２号
東京都江東区北砂４丁目21―２　高橋方202
債務者　吉ノ薗廣子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４６８号
横浜市戸塚区原宿３丁目57番１―９―504号
債務者　山口　　明
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４５号
横浜市戸塚区汲沢６丁目23番25号
債務者　石田　智子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１７号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納480番地　サンセットビュー603号
債務者　古謝　悦子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７２０号
静岡県藤枝市高柳1557番地の17
債務者　水野　悠生
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
静岡県浜松市浜北区寺島2732番地
債務者　鈴木　里沙
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
愛知県豊橋市花田町字百北77番地の３
債務者　木藤　桂子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２０号
愛知県豊橋市多米町字野中146番地の119
債務者　上木　茂雄
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１４８１号
東京都世田谷区北沢５丁目39―９
債務者　星　　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３４号
東京都八王子市散田町１丁目７―３―502
債務者　後藤　　修
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２９２９号
東京都葛飾区東新小岩８丁目33―９
破産者　中村せつ子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９７１号
東京都文京区湯島２丁目31―17　篠田ビル
破産者　小川　貞雄
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３２２号
東京都世田谷区南烏山６丁目４―５―202
破産者　日野原　均
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６５７号
千葉県船橋市前貝塚町639番地５
破産者　日油化学工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６５８号
千葉県船橋市前貝塚町639―５
破産者　平目　一磨
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０５０号
埼玉県草加市瀬崎２丁目46番６号
破産者　タイシ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６１８号
東京都八王子市狭間町1795
破産者　伯井　隆義
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６４０号
神奈川県横浜市港北区新吉田東６丁目48―６―201、開始決定時の住所東京都足立区大谷田１丁目13―13
破産者　砂川　　博
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部